

宇美町スポーツ少年団の単位団に交付する 補助金の運営について

宇美町から各単位団に交付してあった補助金の概念を払拭し、スポーツ少年団としての補助金であることの意識付けを図る。

補助金は、基礎額（一般運営補助金）報奨額（指導者手当）加重額（団員数及び有資格指導者数）に分類する。

基 礎 額（一般運営補助金） 30,000円

報 奨 額（指導者手当） 20,000円

加 重 額

① 団員1名に対して 800円

② 認定員以上の有資格指導者（前年度に認定員養成講習会を受講した者を含む）1名に対して 2,500円

新規加入団体については、活動状況を把握の上、役員会で決定する。

- 附則1（平成14年10月25日理事会承認）
- 2（平成17年5月26日より施行する）
- 3（平成18年5月25日より施行する）
- 4（平成19年4月26日より施行する）
- 5（平成20年4月24日より施行する）
- 6（平成21年4月23日より施行する）
- 7（平成25年4月23日より施行する）
- 8（平成27年4月21日より施行する）